

はじめに

平成25年11月21日の衆議院、12月7日の参議院で「アルコール健康障害対策基本法」が可決されました。

アルコール関連問題対策はこれまで、1次予防、2次予防、3次予防という考え方の流れで組み立てられてきました。法ができて、その流れには変わりないと思います。

1次予防には「健康日本21」が掲げている目標があります。

- ① 1日に平均純アルコールで約60gを越え多量に飲酒する人の減少。
- ② 未成年の飲酒をなくす。
- ③ 「節度ある適度な飲酒」としては、1日平均純アルコールで約20g程度である旨の知識を普及する。

2次予防は病気の早期発見、早期治療です。否認の病といわれるアルコール依存症は、知らず知らずに飲酒をしているうちに、自らを滅ぼしてしまう病気であることを、本人も家族も知らなくてはなりません。

3次予防は、入院を含む治療の後に、再飲酒防止のリハビリテーションや、AAや断酒会など自助グループや認知行動療法の学習会への参加を意味します。

ところで、昨年1月19日に当センターが協力し、長野県断酒連合会が漫画家の西原理恵子さんの講演会を開催しました。そこで、西原さんは亡くなった元夫の鴨志田譲さんのアルコール依存症に触れ、

「鴨ちゃんが、亡くなる1週間前に緩和ケア病棟に入ったんですが、『がんっていい病気だな。こんなに皆に大事にされて』と言うんですね。

『10年も20年も、アル中はクソヤローとか、バカヤローとかさ、言われなきゃいけない。同じ病気なのに』日本一、有名なアル中の家族なので、アルコール依存症を皆に知ってもらい、病気としての身分を上げたい。そうすれば、早く治療に繋がるんです」と語っておられました。(講演記録集より)

この、アルコール問題相談対応ハンドブックは、そのような思いを込めて、作成させていただいた冊子です。まだ、不十分な点もあるかと思いますが、ご意見を是非、当センターにお寄せ下さい。終わりに、本冊子を熟読し、活用して下さるようお願い申し上げます。

平成26年1月

長野県精神保健福祉センター

所長 小泉典章